

情報公開審査会答申の概要

答申第 960 号（諮問第 1627 号）

件名：医学診断基準等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 11 月 23 日等

2 原処分

平成 27 年 12 月 8 日等（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 12 月 24 日等

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 3 月 23 日

5 答申

令和 3 年 2 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、健康福祉部障害福祉課（当時。以下「障害福祉課」という。）に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、実施機関が内容が類似している請求ごとにまとめたうえで不開示理由を整理したものであることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

(3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、障害福祉課において管理する別表の4欄に掲げる行政文書であると解される。

(4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が障害福祉課において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）及び請求3に係る文書については、障害福祉課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、障害福祉課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求は、障害福祉課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、障害福祉課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が障害福祉課において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理したものについて

請求2及び請求4について当審査会において検討したところ、法令において明確に定義がされているものではない等の理由により、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 異議申立て年月日	3 不開示決定	4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
1	平成 27 年 12 月 24 日	平成 27 年 12 月 8 日 付け 27 障福第 1684-1 号	障害福祉課に対する開示請求 ・発達障害者支援法上の発達障害児の定義(判断基準を含む)が記載されている文書(春日台特別支援学校が使用しているもの)
2	平成 27 年 12 月 24 日	平成 27 年 12 月 8 日 付け 27 障福第 1684-3 号	障害福祉課に対する開示請求 ・知的障害の定義が記載されている文書
3	平成 27 年 12 月 28 日	平成 27 年 12 月 21 日 付け 27 障福第 1754-1 号	障害福祉課に対する開示請求 ・医学診断基準(愛知県教育委員会が採用しているもの)
4	平成 27 年 12 月 28 日	平成 27 年 12 月 21 日 付け 27 障福第 1754-2 号	障害福祉課に対する開示請求 ・医学診断基準(厚生労働省が採用しているもの)